解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年二月七日開催の理事会及び評議員会の決議により平成二十四年三月三十一日付をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二日

東京都杉並区桃井四丁目三番二号

財団法人杉並区勤労者福祉協会

代表清算人　村上　茂

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年十二月十八日開催の理事会並びに十二月二十五日開催の評議員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二日

東京都新宿区高田馬場四丁目九番一四号ふみビル五階

財団法人日本生活協会

代表清算人　佐藤　浩司

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年一月一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二日

東京都渋谷区恵比寿南三丁目一番八号

特定非営利活動法人日本アグリデザイン評議会

清算人　世古　誉

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二日

神奈川県茅ヶ崎市十間坂三丁目六番五号

財団法人茅ヶ崎市都市施設公社

清算人　稲岡　輝雄

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年三月三十一日定款の定めにより解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二日

神奈川県茅ヶ崎市柳島一丁目九番一三号

医療法人湘南康心会

清算人　大屋敷芙志枝

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年三月二十二日開催の臨時社員総会の決議により平成二十四年三月三十一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二日

横浜市中区山下町一番地

社団法人神奈川県繊維協会

清算人　金原　正和

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年十二月十四日開催の臨時総会の決議により平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二日

横浜市中区尾上町六丁目八一番地ニッセイ横浜尾上町ビル内

社団法人横浜市レクリエーション協会

代表清算人　木村　嘉秋

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二日

富山市千歳町一丁目五番一号　富山県教育記念館内

財団法人富山県高等学校安全振興会

代表清算人　毛利　一朗

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十四年三月十四日富山県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二日

富山県砺波市幸町四番五号

砺波市出町東部第二土地区画整理組合

代表清算人　堀田　多聞

解散公告（第一回）

当法人は、存立時期の満了により、平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二日

石川県小松市八幡イ一三番地一

財団法人こまつ健康の里づくり財団

代表清算人　小見　豊

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年三月三十一日社員の欠亡により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出のないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二日

福井県越前市府中二丁目三番二二号

医療法人桑原心療内科クリニック

代表清算人　桑原　照茂

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年三月三十一日、岐阜県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二日

岐阜県関市若草通二丁目一番地

社会福祉法人関市社会福祉事業団

清算人　中村　繁

解散公告（第一回）

当法人は、定款で定めた解散の事由の発生により平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二日

岐阜県関市平和通七丁目五番地一

財団法人関市公共施設振興事業団

代表清算人　中村　繁

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年三月三十一日、存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二日

愛知県豊田市西町三丁目六〇番地

財団法人豊田市都市整備公社

代表清算人　板倉　猛

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年三月三十一日存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二日

愛知県名古屋市昭和区御器所通二丁目一六番地の一　財団法人名古屋市防災管理公社

代表清算人　松見　大三

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年三月十四日開催の総会の決議により、平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二日

三重県津市桜橋二丁目一七七番地の二

社団法人三重県ダンプカー協会

清算人　宮本　武蔵

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年三月三十一日開催の理事会及び評議員会の議決により平成二十三年九月六日三重県知事の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二日

三重県津市久居寺町一二四一番地の五

学校法人いくせ学園

清算人　幾世　忠彦